

平成27年度中山間地域等直接支払事業の実施状況について

1 概要

平成12年度に始まった本制度は、平成27年度からは平成31年度までを対策期とする第4期対策が始まりました。

平成27年度の実施状況は、協定数は1,213協定（対前年度126協定の減少）
交付金対象農用地は12,597ha（同704haの減少）でした。

第3期最終年度であった平成26年度から協定数や交付金対象農用地が減少した要因としては、主として協定参加者の高齢化等を背景に本制度で求められる5年間の農業生産活動継続への不安が反映したものと考えられます。（過去の対策期切替年度においても同様に減少している。（ホームページ本文中の表参照））

そうした中、県では市町村と連携して集落間の統合や連携調整を担う人材配置を支援するなどし、協定数の実質的な（統合によらない）減少の抑制に努めました。

2 実施状況

(1) 市町村数

すべての市町村（19市町村）で実施されました。

(2) 協定数

平成27年度の協定数は1,213協定であり、前年度から126協定の減少となりましたが、そのうち実質的な減少（統合によらないもの）は49協定に留まりました。

[協定数]

(単位：協定数)

	平成27年度	平成26年度	増減	対前年比
	A	B	A - B	A / B (%)
集落協定	1,163	1,288	▲ 125	90%
個別協定	50	51	▲ 1	98%
合計	1,213	1,339	▲ 126	91%

(注) 統合による減 77協定、実質的（統合によらない）減 49協定

(3) 交付対象農用地面積等

平成27年度の交付金対象農用地は12,597haであり、前年度から704haの減少となりました。

[農用地面積]

(単位：ha)

	平成27年度	平成26年度	増減	対前年比
	A	B	A - B	A / B (%)
集落協定	11,911	12,631	▲ 720	94%
個別協定	686	670	16	102%
合計	12,597	13,301	▲ 704	95%

[地目・基準別内訳]

(単位：ha)

	田	畑	草地	採草放牧地	合計
急傾斜	6,438	56	0	409	6,903
緩傾斜	5,189	168	2	1	5,360
隠岐地区平地	232	72	5	0	309
高齢化・耕作放棄地率	0	26	0	0	26
合計	11,858	322	7	410	12,597

(4) 交付金額

平成27年度に各集落協定及び個別協定に交付された交付金額の総額（国費、県費、市町村費の総額）は、1,841百万円であり、前年度から47百万円の減少となりました。

[交付金額]

(単位：百万円)

	平成27年度	平成26年度	増減	対前年比
	A	B	A - B	A / B (%)
集落協定	1,799	1,849	▲ 51	97%
個別協定	42	39	3	109%
合計	1,841	1,888	▲ 47	98%

(5) 協定の取組内容

平成27年度においても、前年度同様に約8割の協定が農業生産性の向上などの前向きな活動実施を要件とする体制整備単価（交付単価の10割交付）により取り組んでいます。体制整備単価の取組内訳としては、大半の協定がC要件（集団的かつ持続可能な体制整備）を選択しています。

また、加算については、集落連携・機能維持加算による取組を20協定が、超急傾斜農地保全管理加算による取組を156協定が実施しています。

[単価別協定数]

(単位：協定数)

	平成27年度	平成26年度	増減	対前年比
	A	B	A - B	A / B (%)
基礎単価	283	308	▲ 25	92%
体制整備単価	930	1,031	▲ 101	90%
合計	1,213	1,339	▲ 126	91%

[単価別面積]

(単位：ha)

	平成27年度	平成26年度	増減	対前年比
	A	B	A - B	A / B (%)
基礎単価	1,731	1,841	▲ 110	94%
体制整備単価	10,866	11,460	▲ 594	95%
合計	12,597	13,301	▲ 704	95%

[体制整備単価の取組内訳]

(単位：協定数)

	実施協定数
A要件（農業生産性の向上）	109
B要件（女性・若者等の参画を得た取組）	23
C要件（集団的かつ持続可能な体制整備）	789

(注) 延べ協定数（複数要件に取り組んでいる場合もあり）

[加算の取組内訳]

(単位：協定数、ha)

	実施協定数	面積
集落連携・機能維持加算	20	1,079
集落協定の広域化支援	19	1,076
小規模・高齢化集落支援	1	3
超急傾斜農地保全管理加算	156	877

【用語について】

①基礎単価

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価（体制整備単価の8割）

②体制整備単価

適正な農業生産活動等に加えて、農業生産性の向上など前向きな活動に取り組む場合の単価（10割単価）で、A要件、B要件、C要件から選択して実施

○A要件

農業生産性の向上への取組（①機械・農作業の共同化、②高付加価値型農業、③生産条件の改良、④担い手への農地集積、⑤担い手への農作業の委託の中から原則2つ以上を選択して実施）

○B要件

女性・若者等の参画を得た取組（①新規就農者による営農、②農産物の加工・販売、③消費・出資の呼び込みの中から1つ以上を選択して実施）

○C要件

団体的かつ持続可能な体制整備（協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築）

③集落連携・機能維持加算

○集落協定の広域化支援

複数集落以上が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合に協定農用地全体に加算される。

○小規模・高齢化集落支援

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合に新たに取り込んだ農用地面積に加算される。

④超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算される。